



公正な競争秩序を守る、 独占禁止法のプロフェッショナルへ。

そのリーガルマインドを、公益の実現のために。
独占禁止法の訟務現場で、法曹としての希少なキャリアを築きませんか。



公益性の高い使命

公正な競争を守り、消費者と事業者の利益を確保。社会全体の経済発展に直接寄与できる、使命感ある仕事です。



リーガルマインド

独占禁止法違反被疑事件の審査（行政調査）の最前線。法的思考を駆使し、事実認定や法的論点の整理で活躍できます。



専門性の獲得

訟務官では、排除措置命令取消訴訟等の独禁法関連訴訟への対応業務に加えて、事件の全容解明を目指して事件審査の段階から審査部門と連携する審査支援業務を行います。公取職員の同僚とチームを組んで実務経験を積める、魅力的なキャリア環境です。現場の実務を通じて独占禁止法の専門的な知見を深く習得することで、希少価値の高い法務プロフェッショナルへ成長できます。

i 法曹資格（弁護士資格）をお持ちの方で、一定の経験年数があれば、専門知識やバックグラウンドは問いません。



主な業務内容

Q 事件審査の法的支援

独占禁止法違反被疑事件の審査（行政調査）において、証拠（供述調書、物証）の収集及び評価並びに主張についてのアドバイス、命令書案の記載内容確認などを行い、違反行為の立証を支援する役割を担います。

法的助言・レビュー

各種命令（行政処分）や行政調査について、訴訟リスクを踏まえた法的な支援をしていただきます。

訟務官付は排除措置命令を行う全ての事案に携わります。
（令和6年度に公正取引委員会が行った排除措置命令は21件でした。）



現場実務と連携

現場の審査官と協働することにより審査実務を習得できるとともに、取消訴訟のリスクを踏まえた対応のために関係部局と連携することで、弁護士としての知見が広がります。



訴訟対応

排除措置命令取消訴訟等において、答弁書・準備書面の作成や期日対応など中核的な役割を担い、行政機関の代理人として実際の訴訟実務を経験できます。



独占禁止法の排除措置命令等に係る抗告訴訟については、「国」ではなく「公正取引委員会」が被告となり（独占禁止法第77条）、公正取引委員会の職員が指定代理人となって、独自に訴訟対応を行います（同法第88条）。

令和6年度末時点において係属中であった排除措置命令等取消請求訴訟は10件でしたが、令和8年2月時点においては、その数は21件にまで増加しており、多数の訴訟に携わる機会があります。





Aさん

- 平成22年最高裁判所司法研修所修了（63期）
- 法律事務所勤務・企業内弁護士・消費者庁勤務を経て
令和2年 公取委採用

応募のきっかけ・動機

- 消費者庁で景品表示法の執行に携わり、行政法の執行業務に興味を持ったため

印象に残っている業務

- 排除措置命令等取消訴訟において、職員の方々と協働をしながら訴訟を迫りし、無事に勝訴判決を得られたこと

応募を検討している方に一言

- 法曹資格保有者としての知識・経験を生かすことのできる職場ですので、ご興味のある方は是非、ご応募ください



Bさん

- 平成24年最高裁判所司法研修所修了（65期）
- 法律事務所勤務・企業内弁護士を経て
令和5年 公取委採用

応募のきっかけ・動機

- 弁護士になる前から独占禁止法に興味があったので

印象に残っている業務

- 多種多様な訴訟への対応
- 中心となって担当する訴訟の期日において心拍数が上がるほどの緊迫感を味わえたこと

応募を検討している方に一言

- 君も公取委で僕と「歩調をそろえ」よう！



Cさん

- 平成29年最高裁判所司法研修所修了（70期）
- 法律事務所勤務を経て
令和5年 公取委採用

応募のきっかけ・動機

- 法律事務所で一通りの業務を経験して、さらに専門的な分野に取り組んでみたかったため
- 官庁で働き、少しでも社会貢献できればと考えたため

印象に残っている業務

- 様々な行政訴訟への対応、事件審査支援

応募を検討している方に一言

- 楽しい職場なので是非応募してみたいかがでしょうか



Dさん

- 令和元年最高裁判所司法研修所修了（72期）
- 法律事務所勤務を経て
令和5年 公取委採用（審査局〔事件審査担当〕）
令和7年 訟務官付に異動

応募のきっかけ・動機

- 事件審査の経験を踏まえて、訴訟実務に携わりたいと考えたため

印象に残っている業務

- 自動二輪車メーカーによる優越的地位の濫用事件の審査
- 世界的夏季スポーツ大会に関する談合事件の処分取消訴訟

応募を検討している方に一言

- 幅広く新鮮な経験を積めるので、瞬間に数年間が経過します



Eさん

- 令和2年最高裁判所司法研修所修了（73期）
- 法律事務所勤務を経て
令和6年 公取委採用

応募のきっかけ・動機

- 独占禁止法に関する訴訟実務を経験し、専門的なスキルを身に付けたいと思ったため

印象に残っている業務

- クラウドサービスを提供する事業者が提起した取消訴訟等の対応

応募を検討している方に一言

- 様々なバックグラウンドをお持ちの方々と一緒に仕事ができる魅力的な職場です！



Fさん

- 令和4年最高裁判所司法研修所修了（74期）
- 企業内弁護士を経て
令和6年 公取委採用

応募のきっかけ・動機

- 企業内での業務の過程で、競争法に興味を持ったため

印象に残っている業務

- 行政訴訟における書面作成

応募を検討している方に一言

- 滅多にない経験ですので、今後のキャリアをどうするか迷っている方も是非！